

基徴収発 0428 第 1 号
基 補 発 0428 第 1 号
職 保 発 0428 第 2 号
令 和 8 年 4 月 28 日

都道府県労働局

総務部長（労働保険徴収部長） 殿
労働基準部長 殿
職業安定部長 殿

労働基準局労働保険徴収課長
労働基準局補償課長
職業安定局雇用保険課長
（ 公 印 省 略 ）

労働分野における公示送達のデジタル化に当たって留意すべき事項について

令和 8 年 4 月 28 付けで「社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 8 年厚生労働省令第 88 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 8 年 4 月 28 日付け基発 0428 第 1 号・職発 0428 第 12 号労働基準局長・職業安定局長通知において、改正の内容等を通知したところ、施行日（令和 8 年 5 月 21 日）以後、公示送達のデジタル化に係る対応が必要となる。

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和 31 年法律第 126 号。以下「官会法」という。）の規定に基づく労働保険審査官の決定書の公示送達、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 39 号。以下「石綿救済則」という。）の規定に基づく費用徴収に関する公示送達並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）の規定に基づく労働保険料等の徴収に関する公示送達については都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所（以下「局署所」という。）において対応が必要となり、連携してデジタル化への対応が必要となることから、下記に留意の上、事務処理に遺漏なきようお願いする。

記

1 公示送達のデジタル化に係る具体的な対応方法について

(1) 官会法の規定に基づく労働保険審査官の決定書の公示送達の場合

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第9号）及び改正省令により、施行日以後、公示送達については労働基準監督署（以下「監督署」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）の実情等を踏まえ、以下のいずれかの方法により対応すること。

- ①都道府県労働局（以下「労働局」という。）のホームページによる公示を行うとともに、原処分が行われた監督署又は安定所の掲示場において書面により掲示を行う。
- ②労働局のホームページによる公示を行うとともに、原処分が行われた監督署又は安定所に設置したパソコンの画面に公示する内容を表示することにより行う。

(2) 労災則及び石綿救済則の規定に基づく費用徴収に関する公示送達並びに徴収則の規定に基づく労働保険料等の徴収に関する公示送達の場合

改正省令により、施行日以後、公示送達については各労働局の実情等を踏まえ、以下のいずれかの方法により対応すること。

- ①労働局のホームページによる公示を行うとともに、労働局の掲示場において書面により掲示を行う。
- ②労働局のホームページによる公示を行うとともに、労働局に設置したパソコンの画面に公示する内容を表示することにより行う。

2 労働局のホームページによる公示について

以下に留意の上、総務部（労働保険徴収部）、労働基準部及び職業安定部が連携して行うこと。

(1) 公示送達に関するウェブページの作成等

新たに公示送達専用のウェブページを作成するとともに、労働局のホームページの気付きやすい場所にバナーを設置すること。

また、当該公示送達専用のウェブページにおいて、「労働保険審査官の決定書の公示送達」、「費用徴収に関する公示送達」及び「労働保険料等の徴収に関する公示送達」（以下「各カテゴリー」という。）と更に細分化したウェブページを作成し、細分化したウェブページにおいてそれぞれの公示送達について確認できるようにすること。

(2) 公示送達を受ける者へのプライバシーへの配慮

ウェブページを利用して公示送達のデジタル化をすることにより、送達の相手方の所在が不明な場合等において、当該者が掲示場に来場することなく公示事項の伝達が可能となり、掲示場での書面掲示による公示送達に比べ、効果的に実施できるようになる。

その一方、個人情報を含む公示事項を掲載することによって、公示送達を受ける者の同意なく、個人情報が収集、拡散される可能性もあり、公示送達を受ける者のプライバシーへの配慮が必要となる。

プライバシーへの配慮に当たっては以下のア及びイの取扱いとすること。

ア 公示事項の画像化による掲載

コンピューターソフトウェアによるクローリング（検索エンジンがウェブ全体のコンテンツを網羅的に把握し検索結果を提供するためにウェブページの内容を自動的に巡回して収集するプロセスをいう。以下同じ。）やウェブスクレイピング（特定のウェブページにある情報を自動的に抽出して収集するプロセスをいう。以下同じ。）によって、公示事項が即座に文字情報として取得される可能性を一定程度低減させるため、公示事項のうち、公示送達を受ける者へのプライバシーの配慮が必要な公示事項については、画像化による掲載を行うこと。

情報の一部を画像化して掲載した方が、情報の全部を画像化して掲載するよりも自動的に文字列情報の抽出がされにくくなるため、公示事項のうち、特にプライバシーへの配慮が必要な公示事項のみを画像化して掲載すること。

情報の一部を画像化して掲載する手順は以下により行うこと。

<手順>

- ① Word などの文書作成ソフトで、公示事項を入力し、ファイルを作成する。
- ② ①のファイル上、「事業主等の氏名」や「審査請求人の氏名」については JPEG などのファイル形式で挿入する。
- ③ ②を、PDF 形式などで保存し、ウェブページに掲載する。

イ 公示事項の取扱いに関する注意喚起

クローリングやウェブスクレイピングなどによる公示事項の機械的な情報収集を、公示送達を受ける者の同意なく反復継続して行い、ウェブページ等に掲載するなどして違法又は不当な行為を助長し、又は誘発する可能性がある方法により個人情報を利用する行為は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に違反するおそれがあることから、そのような行為を防止するため注意喚起を行う必要がある。

具体的には、「公示送達専用のウェブページ」に以下の内容を掲載することが考えられるので、参考にすること。

<注意喚起 例文>

- 1 当ウェブページに関する以下の行為を禁止します。
 - (1) 公示事項を公示送達に関する情報の確認以外の目的で利用する行為
 - (2) 公示事項が表示された画像のコピー、スクリーンショットの撮影、画像中の文字列の転記などを行い、公示事項をインターネットサイト、SNS その他これに準ずるもの（個人のブログ等。なお、閲覧者が限られるものであるか否かは問わない。）へ転載・拡散する行為
 - (3) 当ウェブページに対して、ウェブスクレイピングなど、プログラムを用いて公開している情報を取得する行為
 - (4) (3) のプログラム又は当該プログラムに関するソースコード等の公開

2 個人情報の取扱いについて

個人情報取扱事業者が個人情報を違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用することは個人情報保護法において禁止されています。例えば、当ウェブページから取得した個人情報（氏名、住所等）を、公示送達を受ける者の同意なくインターネットサイト、SNS その他これに準ずるもの（個人のブログ等。なお、閲覧者が限られるものであるか否かは問わない。）に掲載することは個人情報保護法の規定に抵触する可能性がありますので取扱いにはご注意ください。

(3) ウェブページ掲載期間について

ア 「労働保険審査官の決定書の公示送達」については、掲載を開始した日の翌日から起算して 14 日間の経過で、「費用徴収の公示送達」及び「労働保険料等の徴収に関する公示送達」については、掲載を始めた日を含めて 7 日間（その末日が土日であっても延期しない）の経過で公示送達の効力が生ずることになるが、それぞれの期間が経過すれば、速やかに公示事項に関するファイル等や掲載を削除すること。

すなわち、「労働保険審査官の決定書の公示送達」については掲載日の翌日から起算して 15 日目、「費用徴収の公示送達」及び「労働保険料等の徴収に関する公示送達」については掲載日を含めて 8 日目には、労働局のウェブページ等に掲載される公示事項等の掲載を削除すること。

なお、削除予定日が営業日でない場合には、前営業日までに、本来の削除予定日に公示事項等がウェブページから削除されるよう、日時を指定してウェブページの修正を行うこと。

イ 各カテゴリーそれぞれのウェブページにおいて、掲載期間を明記するとともに、掲載期間が終了し次第、削除されることも明記すること。

3 パソコンの設置について

公示送達のデジタル化に当たって、上記1（1）②、（2）②に記載の対応を行う場合には、労働局の労働保険徴収課（室）における電子申請体験コーナーや監督署又は安定所の窓口に設置するパソコンを活用し、労働局の公示送達関係のウェブページの閲覧を可能とすることで公示送達を行うこととして差し支えない。

その際には、公示送達に関係のないウェブページの閲覧や外部機器の接続を禁止することを明示すること。